信用貨幣成立の根拠

——貨幣取引と信用（その二）——

菅　知　彦

(一)

本誌前号で私は、貨幣取引業が両替取引・地金取引としてまず発生し、さらに貨幣の保管取引・出納取引があらわれ、歴史の進むにつれ、これら基礎的な貨幣取引から複雑化・高次化し変容した貨幣取引にまで発展することを述べた。(註1) かく解することによつて、貨幣取引業の発展と信用制度との結びつきについても、信用の本質についても、正しく理解できると考えたからである。

そのさい、いろいろ分析の足りない点を残しながら、次のように結びの言葉を述べた、「銀行信用に内的に統一されている貨幣取引と貸付取引とは、窮極的には物質的基礎である資本制再生産構造によつて規定され、直接的には産業資本の価値増殖を論理的に前提する近代的利子生み資本の運動によつて結びつけられているが、信用貨幣の創造という擬制的貸付資本の形成なる事態に特徴的にあらわれている。」

(二)

銀行信用の結実体・結晶体である信用貨幣（本来的信用貨幣）の本質は、その流通形態の分析だけでは充分ではない。その前に信用貨幣流通の前提となる信用貨幣の成立（発行という言葉であらわせば貸付取引と同一視されるむきもあるので、とくに創造とか成立の語を用いた）の根拠・経路をも分析する必要がある。その分析によつてこそ、流通形態なり流通法則もより豊かな知識となろう。

前の引用文でもこのことを暗示しておいたつもりであるが、本稿では信用貨幣（まず歴史のはじめに登場した本来的銀行貨幣である兌換銀行券）について、その成立の根拠を中心として展開する。本来は、発券銀行と予金銀行との分業体制成立後にあらわれる代表的信用貨幣である予金貨幣についても比較検討すべきであるが、紙数の関係で機会を待つことにしたい。

一般に、信用貨幣とは「信用の流通形態」と解されている。すなわち、「金支払債務」そのものが貸付取引を通じて流通界に出され、それが貨幣機能の一部を代理しているとされる(註2)いる。また、信用貨幣を国家紙幣から区別して、(一)前者が銀行の貸付取引によつて発行されるに対し後者は国家の財政支出を通じて発行されること。従つて、前者は兌換(支払準備)によつて現金貨幣に連繋されて流通し、返済・予金・兌換によつて発券銀行に還流する。しかし、後者は国家の強制通用力によつて、単に金貨幣の価値標章として流通し、還流の途は無いこと。(二)信用貨幣は貨幣の支払手段機能から発生するに対し、国家紙幣は流通手段機能から発生すること。等々の特徴づけがなされている。

このような規定は一応妥当といえようが、いつてみれば、貸付取引的側面を重視した規定である。これに先に指摘したように、信用貨幣の成立の論理的根拠についての認識が加つていなければ充分とは言われないであろう。「金支払債務」を化体した手形が商業手形に代つて流通すると云つただけでは、問題のすべてが解決したとは思われない。さらに、「金支払債務」があらわれる始源を追求する必要がある。言いかえれば、「金支払債務」発生の原因である貨幣の保管・出納取引から考え直すべきであろう。

単純商品流通の段階に発生した商業貨幣も流通する商業債務である限り、素朴ではあるが原生的信用貨幣である。この意味で「手形振出は信用貨幣の一形態への商品の転化であり、手形割引はこの信用貨幣から他のそれへの、すなわち銀行券への転化である」(註3)(Ⅲ四六七・一〇の一六四)と言いうるのである。けれども本来的な信用貨幣はまず兌換銀行券をもつてその端初となすべきであろう。けだし、近代的信用制度が旧来の高利貸付資本に対する抗争において決定的な勝利をおさめたのは、この銀行券の創造によつて、擬制的な資本を流通せしめて貴金属の独占を打破つたからである。

信用貨幣はもともと二つの歴史的基体から発展した(註4)。そしてこのことは、銀行信用が二つの歴史的論理的基礎から発展したことと相応じている。

一つは、貨幣取引業者の発行した貨幣予託証書が代用流通手段となる発展系路である。また他の一つは、手形割引によつて商業手形に代つて銀行券が流通に出るということ。このことから事実上も論理的にも、銀行券は手形機能を継承しているという意味での商業貨幣からの発展系統がある。前の系譜は、貨幣取引に立脚する信用が寄託的・双務的なものから片務的な貨幣的信用に発展・転化すること、いわゆる「信用制度と貨幣取引業の発展との結びつき」のあらわれである。後の系統は、銀行信用による商業信用の代位といわれている。

われわれは、信用貨幣におけるこの二つの系譜を、どのように理解し、評価したらよいかを考えねばならない。

(三)

まず、兌換銀行券の貨幣予託証書よりの系譜について考察しよう。そのさい、貨幣取引の始源的形態やそれの発展については、

さきに指摘した拙稿「貨幣取引と信用」に述べておいたので一々述べないことにする。

とに角、兌換銀行券が貨幣取引業者である金匠（goldsmith）の発行した金予託証書に端を発していることは諸家の指摘しているところである。[註5] ゴールドスミスとは十三世紀頃よりロンドンに定着して、貴金属・宝石の細工や保管を業としていた者達のことであるが、十七世紀のはじめ、在来よく公衆が利用していたロンドン塔の寄託金銀を国王チャールズ一世が没収して以来、金匠への貨幣予託はとみに増していつた。彼等は貨幣取引業者の資格で貨幣の寄託を受ければ、寄託依頼者の要求あり次第、保管貨幣を返還するという文面の予り書（貨幣保管証書）を作成して発行した。

この場合、貨幣の貸借とは違う債権債務関係が発生したと考えられる。ゴールドスミスは債務者になり、貨幣保管の依頼者は債権者となる。しかし、移転される貨幣は一定期限（もしくは不定期限）後の返済を条件にしている点では貸付貨幣と同じである反面、ゴールドスミスにとってその貨幣を資本として用いることは本則的でなかつた点で貸付貨幣と異つている。当初は、寄託貨幣は単純な保管を目的としてさし出されたと考えることが歴史的にも論理的にも正しいであろう。勿論、このことは、寄託貨幣がのちに貨幣取引業者が商人の資格で従事する事業の自己資本等に流用されたり、貸付業者の資格で利子つき資本として他人に貸付られたりすることをさまたげるものではない。

寄託貨幣と貸付貨幣との類似点は、予金利子と貸付利子との相似というもう一つの点がある。しかしもともと、貨幣取引業者は貨幣保管という労働（これは貨幣取扱上の個別的空費を社会的に節約せしめるのであるから、節約益の一部を労働の報酬として獲得できる）に対して依頼者より保管手数料を徴収していたのである。[註6] 出納予金取引（貨幣取引）の発展によって、あらゆる遊休貨幣が小額にいたるまで集積されて、その集積貨幣が利子生み資本に転化されるようになると、保管手数料が消滅・逆転して予金利子が保管依頼者（予金者）に支払われる段階にきて、利子つき資本のもたらす貸付利子から、貨幣集積（予金獲得）のための好餌として予金利子が分譲される。この段階での貨幣寄託は予金利子の獲得を目的とする投資予金取引（貯蓄性の予金取引も含めて）に転化している。けれども、予金利子が貸付利子と本質的には同じでないと同様に、投資予金取引は貸付取引ではなく保管・寄託取引の発展したものである。こう考えてくると、当初の貨幣寄託における債権債務関係は、貨幣貸借上の債権債務関係とは違う寄託的信用関係であることが明らかであろう。

このような寄託上の債務を化体した貨幣予り書は、当初は保管を依頼した者によってのみ貨幣引出のため金匠に呈示された。しかし、貨幣取引の発展は自己より生れ出たものをも変えていく。保管貨幣はそれぞれ依頼者別に格納されていたものが、同一金庫に合体保管されて支払のさい必要の分だけ分割するようになる。さらに、債権債務はそれ自体肩代りの可能性を持っているのであるから、保管貨幣は貨幣寄託を依頼した者でなくても、証書持参人ならば誰にでも一覧払されるようになる。すなわち、寄託依頼

者が裏書きすることによつて、誰にでも証書を譲渡できるようになつてくる。この流通する証書が貨幣手形と呼ばれるものである。これが手形と呼ばれる所以は、商業手形と同じく流通する貨幣債務であり、従つて入手した手形と引換えに貨幣を受取ることができるからではあるが、商業手形が商業信用（商業上の貸付取引）に立脚するに対し、貨幣手形は寄託的信用（貨幣取引）に立脚する点、基本的・本質的に異るものである。

貨幣取引業者に対する信用が増大し、貨幣取引上の経験や技術も進んでくると、貨幣予託も増えてくる。一部金額支払済み金匠手形も残額分だけは流通する。さらに、裏書き無しの流通が可能になり、額面が一定貨幣単位に分割されて、端数も無くなつてくると、代用貨幣手段として現金同様に流通するようになる。これでほとんど兌換銀行券に近い姿をとり、本来、債務証書の一種にすぎず、現実の貨幣に換えられねばならないにもかゝわらず、金貨幣の支払（兌換）を要求されることは稀になる。その結果、貨幣取引業者は兌換準備金以外の保管貨幣を安んじて貸付部面に廻すことができる。この場合、結果的にではあるが現金貸付によつて、貨幣手形は実質的貨幣の保証が無く、直接的には価値より切離された存在形態を取つている。

現実貨幣の貸付による貨幣手形の価値よりの分離も追加的な貨幣の流通ではあるが、現象的にはそう見えない事柄である。本来的信用貨幣としての兌換銀行券が完成するには、貨幣取引そして貨幣手形自体に一つの飛躍的発展・革命が必要であつたし、またその発行が貨幣取引の過程においてのみならず、貨幣取引と貸付取引との結合の中から出なければならない、すなわち貸付発行されねばならない。

貨幣の保管取引・出納取引に由来し附随してあらわれた紙券が、保管取引や寄託を否定して自立する。保管取引・出納取引やそれから発生した貨幣予託証書の流通を基礎として、貨幣取引業者は現実の寄託にもとづかない貨幣の支払約束書（貨幣手形）を発行しても、寄託にもとづく貨幣予託書と外見上同じであり、証書の流通が普及しているところでは両者等しく流通する。こうしてついには、寄託に直接関係の無い貨幣手形が発行され、金属準備をこえた銀行手形が流通することになる。

保管取引に附随して生じた発券行為じたいが、貨幣取引の目標に自立発展する。発券取引において、発券行為じたいは抽象化されて貸付取引との統一の中にあらわれており、単純な貨幣取引よりの名残を留めているのはただ兌換行為だけである。従つて、発券取引を単純な貸付取引に解消する見解が多いわけであろう。

先に述べたイギリスの場合、はじめ金匠が発行したゴールドスミス・ノート（goldsmith's note）は単なる貨幣寄託証書であつて、他人に譲渡できなかつた。その後、金匠は自己を債務者とした一覧払いの手形を発行したが、この約束手形の形式をとつた貨幣手形はランニング・キャッシュ・ノート（running cash note）と呼ばれ、広く流通した。

さらに、近代的銀行としてのイングランド銀行が設立されると、噸税条令[註7]の規定によつてシールド・ビル（sealed bill）が発行されたが、これは国家への貸付の見返りとして出されたもので、后

に次第に用いられないようになつた。その後はゴールドスミスにならつたランニング・キャッシュ・ノートがイングランド銀行券として発展していつた。すなわち、予託証書としての性質を無くし、額面の端数が無くなり、印刷され、無利子になり、額面の貨幣単位名が小さくなつていつた。

ゴールドスミスのランニング・キャッシュ・ノートが、「某殿またはその指図人に、記載金額を、要求次第、支払うことを約束する」といつた文面の約束手形形式であり、また実に、約束手形の譲渡性はこのゴールドスミスのノートによつて作り出されたようである（この以前に、外国為替手形の流通が盛んになつて、それが国内化して、十七世紀末には国内商業上の為替手形もあらわれていた）[註8] しかし、ランニング・キャッシュ・ノートは商業信用にもとづいた約束手形ではない。形式上は商業手形である約束手形と同じであつても、それは再生産過程における商業上の前貸関係から発生したのではなく、貨幣の予託に由来しそれを基礎にして発行された貨幣手形である。

両者は流通する債務ということとそれに附随する性質からして、広く手形と称されてよいだけのことである「銀行券はいつでも持参人に支払われるという銀行業者あての手形（傍点、菅）にほかならないもので、銀行業者によつて個人手形に代用されるものである」（Ⅲ四四〇・一〇の一一九）という表現もこの観点から理解できる。商業手形について述べたものではあるが「簡単にするため、これら支払約束をすべて手形（Wechsel）という一般的範疇のもとに総括することができよう」（Ⅲ四三六・10の一一二）という規定も「その満期支払日（貨幣手形は一覧払であるから期限は消滅している―菅）に至るまでは、それ自体、支払手段として流通」し「最後に債権債務の相殺によつて決済される限りでは、貨幣への終局的転化が行はれることなしに、絶対的に貨幣として機能する」（同頁）点では貨幣手形にも準用できるであろう。

銀行券は寄託証券に由来しているとはいつても、両者の間に発展のそして次元の差があることを債務内容の検討によつて再確認しておこう。銀行券に化体している債務も、貨幣の現実的寄託にもとづく債務証書の債務も、ともに金貨幣の支払約束がその内容であるが、全く同じではない。貨幣予託書の場合、債権債務が確定した双務的な寄託的信用を化体している。銀行券は寄託の擬制にもとづく銀行債務を表示するだけで、銀行券流通のその時その時の債権者が考えられるだけであり、兌換にあたつてはじめて確定した債権者を銀行が知りうるのであるから、銀行券に化体した信用はいわば片務的なものである。これを貨幣的信用と呼ぼう。この片務的貨幣的信用は発券取引の抽象性と関連があるものである。

兌換銀行券が完成するのは、さらに貸付取引を通じてである。銀行券は「たゞ流通する信用標章にすぎないものであるために、銀行業者の取扱うものは信用そのものである」（Ⅲ四四〇・10の一一九）すなわち、銀行が自己の単なる債務（貨幣的信用）を貸付けることによつて、自己価値なき紙片が利子つき資本として運動するのであるから、擬制資本（擬制的貸付資本）の創造・流通

という事態があらわれる。「銀行が、その地下室にある金属準備によつて保証されていない銀行券を発行する限りでは、銀行は価値標章を創造するのであつて、この標章は単に流通手段を形成するのみでなく、この無保証銀行券の名目額だけの銀行にとつての追加資本――空資本であるとはいえ――を形成する。そしてこの追加資本は銀行に一の追加利潤をもたらす」(Ⅲ五八八・10の三五六)。このように、貨幣取引によつて創造した信用貨幣(擬制資本)を貸付・流通せしめることによつて、貴金属そのものの独占は打破られ、前期的高利資本に対する信用制度の勝利は決定的となるのである。

（四）

兌換銀行券が流通するのは貸付によつてである。その貸付形態もはじめは手形割引であつた。今度は、銀行券が貸付取引に由来するもの、商業貨幣を基礎とすることを検討しよう。

資本制以前の単純商品流通の段階から「生産者や商人が、商品で、そして再生産過程の循環内でなしあう前貸し」(Ⅲ五二三・一〇の二四九)が行われていたが、この関係の中から生れた商業手形の流通は、商人の商業上の予備貨幣の手持を社会的に軽減するものであつた。しかし、商業信用は再生産当事者間の信用以上のなにものでもない。その成立領域にも限度があり、手形流通にも裏書き責任や支払期限の制限がある。

一方、銀行は個別資本でありながら「社会的資本を代表する」(Ⅲ四〇三・10の五九)ものになつている。というのは、貨幣取引の面で出納予金取引によつて産業資本家の遊休貨幣資本を吸収し、さらに投資予金取引によつて社会の各層から零細な貨幣までもかき集め「貸付可能資本を大量に自己の手に集積する」(Ⅲ四三九・10の一一七)、この貨幣集積を基礎として振出した自己宛貨幣手形をもつて、「個々の貨幣貸手に代つて、銀行業者がすべての貨幣貸手の代表として、産業資本家・商業資本家に相対する」(同頁)からである。このような社会的な信用によつて商業手形の割引がおこなわれる。「商業信用に本来の貨幣信用が加わる。産業家および商人の相互間の前貸しが、銀行業および貨幣貸付業者からの彼等に対する貨幣前貸しと混和される」(Ⅲ五二八・10の二五八)。この意味で商業信用における流通用具である「手形は、本来の信用貨幣、銀行券その他の基礎をなす」(Ⅲ四三六・10の一一三)のである。

手形割引によつて、私的・個別的な商業貨幣に代つて、より社会的な銀行券が流通するようになる。「社会的資本の錯綜したたえざる回流を基礎として、現実の金との同一性をもとに振出されたる銀行券は、いわば事前に社会的資本の裏書きをえているのであつて、要するに一覧払(支払期限の喪失)であり、その支払の確実度が高いこと、あるいは金額に端数が無い、こういつたことのために、その流通性は商業手形よりもはるかに大であるといわねばならない。[註9]」銀行信用が商業信用よりより社会的な性格を持つているのは、ひとえにその貨幣取引に起因する。貨幣取引による巨大な貨幣の集積を前提にしてのみ銀行券も発行されるのであるし、銀行券の流通も貸付を通じて社会的資本の回流の中に流れこ

んでいく。

銀行券の流通が手形割引によつて本来的な姿をとりえたので、「銀行券等は（予金貨幣などその他の信用貨幣も含めて――菅）。金属貨幣なり国家紙幣なりの貨幣流通に基づくものではなく、手形流通に基づく」（Ⅲ四三六・10の一一三）ものであるといわれる。このことを論拠の一つにして、手形割引を通じて発行される銀行券のみが本来の銀行券であり、他の貸付形態（有担保・無担保の貸付）によつて発行される銀行券は異質化したものであつて、これらは金属流通や紙幣流通の法則に従うとする見解があらわれている。(註10) しかしすでに批判されているように、(註11) 銀行券が手形流通に立脚するというのは銀行券発行の契機、いわば銀行券の銀行券としての歴史的端緒を言つているにすぎない。

前に、商業手形と貨幣手形との異同について触れたが、ここで手形流通ということに関連して再考する必要がある。

商業手形も貨幣手形（銀行手形）も共に債務が流通するという点では同じであつた。前者は商業上の取引から発生し、後者は貨幣寄託に由来するという相違はあつても、同じく債権の譲渡の形で流通する。また、両手形は貨幣の支払約束にすぎないのであるから、貨幣の支払手段機能から生れ出るものである。両手形が貨幣の代理をするといつても、それらの所有が貨幣請求権の所有にすぎない限り、債権債務を相殺することによつてのみ貨幣にとつて代りうるのである。相殺されない部分は現実の貨幣の返済が要求され、返済（または兌換）によつて手形は消滅する。

このように、貨幣の支払手段機能を前提して生れいでて流通し、相殺によつて絶対的に貨幣として機能し、返済によつて消滅する「これら支払約束をすべて手形という一般的範疇のもとに総括する」（Ⅲ四三六・10の一一二）ことができよう。この意味で、信用貨幣は流通する手形であり、銀行券流通は手形流通なのである。従つて、銀行券流通は手形流通であつてかつ金属貨幣と同じく流通量上の規制を受けるのであつて、貸付形態が違えばさまざまの流通法則にもとづく銀行券があらわれたりするものではない。

商業手形も貨幣手形も同じく債権債務関係＝信用関係の中から生れでているので、その内容において「金支払債務」を化体した流通する手形であるという同一性を持つているが、本質的に同一なのではない。「金支払債務」の流通の前提となる取引関係においては、一方は貸付取引（商業信用）であり他方は貨幣取引（寄託的信用から発展した貨幣的信用）である。流通形態においても、同じく信用関係から発生する以上、相殺による貨幣代理、返済による消滅等の同一性があると共に、社会的再生産過程に介入する位置の相違により種々の差違を内包している。例えば、支払期限について商業貨幣の確定日払と銀行手形の一覧払、裏書上の担保責任の有無などの点についてのちがいである。

銀行券が商業貨幣から発展したとか、あるいは銀行券が商業手形を基礎として発生するとか、なんの限定もなく言うことは正しくない。銀行券は元来貨幣予託証書から転化したものであり、その貨幣手形としての特質を無視することはできない。たとえば、本来的信用貨幣を特質づける仮空な貸付資本としての性格は、商業貨幣から受け継いだものではない。それは貨幣取引の発展過

程において貨幣手形の属性として潜在的に保有され、貸付を通じて顕在化したものである。

貨幣取引と結びつくことによつて、近代的貸付業者（銀行）は個別資本ながら一応社会的資本の回流に立脚点を持つことになつている。一方、商業信用の当事者は私的回流に立つている。であるから、商業手形も銀行券もともに信用の産物であり、流通する「貨幣支払約束」という同一内容と、流通形態の近似性があるからこそ信用代位されるのである。信用代位によつて、銀行券が商業手形より継承するのは手形の本質やその流通形態ではない。銀行券における手形形式や流通形態は貨幣手形からの継承である。事業界の要求による、すなわち商品流通の必要に応じた貨幣の貸借は、歴史上まず商業信用によつておこなわれた。銀行券は商業手形の割引によつて、「流通する貨幣——銀行券および金——の量に一の影響を及ぼすのは事業そのものの要求のみである」（Ⅲ五七一・10の三二九）ことになる。この意味で、銀行券は商業貨幣を基礎とし、手形性（商業手形性）を継承しているといえる。

（五）

つぎに、銀行券成立の根拠に関する一二の見解を見てみよう。

川合助教授は銀行券の流通を規定するものとして二つの信用関係について述べられている。(註12) その発生の事情に着目され、銀行は社会の信用の中間に介しているから、一方では手形の振出人に対して貸、他方には手形の被割引人には借という貸手借手の二つの関係を指摘される。われわれの言う貨幣取引をも普通の貸付取引に解消され、双務的なしたがつて寄託的信用関係から片務的信用関係まで転化した信用の発展を意識されない点、同意し難いのであるが、銀行券は貸付取引と貨幣取引との一体化の産物であるから、信用の二重化結合の指摘としては一応受取ることができる。

二つの方向の債権債務は一応別々のものであつて、しかも一覧払い債務と確定日払債権であるので、「銀行券は(1)貸付によつてでた面については、それに対応する回収によつて銀行に引揚げられ（貸付—回収）、他方(2)銀行の借入によつてでた面については、それに対応する返済によつて銀行に戻つてくる（借入返済）。前者のルートによる消滅はいわゆる還流の法則と称せられるものであり、後者のルートによる消滅はいわゆる兌換の法則と称せられるものである」(註13)と述べられ、後者は商業手形にも見られるに対し前者は銀行券にのみ特有であるといわれる。

確かに、銀行券は貸付取引の面からは債務の返済（銀行にとつて回収）によつて還流し、貨幣取引の面からは兌換（さらに発券銀行への予金によつても）によつて消滅する。その故に「銀行券がいつでも貨幣と交換されうるものである限り、流通銀行券の数を増加させることは、決して発券銀行の手中にあることではない」（Ⅲ五六九・10の三二五）。しかし、助教授のように銀行券の兌換を商業手形の満期支払と同一視することは誤であろう。期日到来した商業手形所持人に貨幣が支払われることと、貨幣手形の債務履行とは発生的に異るのはいうまでもなく、さらに貨幣手形の場合、貨幣取引の発展を基礎にして兌換は事実上まれになつており、このことがまた擬制資本としての本来の信用貨幣の特質なのであ

る。また、銀行券に特有であるといわれる還流のルート（貸付―返済）も、突然どこからともなくあらわれるのではなく、貸付取引と貨幣取引との結合すなわち信用の二重結合の故に、換言すれば発券取引が抽象化して貨幣的信用が片務的でありこれが貸付られるが故にあらわれるのである。

最近、花井教授の論文[註14]において、われわれの課題に関連ある主張を見出した。

教授は銀行の与える信用をその受ける信用（われわれのいう貨幣取引にもとづく信用）から切断し、前者のみ銀行信用であるとする銀行信用矮小化の一般的見解に反対しておられる。「銀行信用の特徴は与える信用が普通人（自己資本で貸付ける者――菅）の場合のように自立的なものでないという点にある」（八八頁）から、「銀行の与える信用そのもののうちには、普通の場合と違って受けた信用がその基礎的契機として内含されて」いて、これが無ければ「銀行の与える信用そのものは成り立ちえない」と述べておられる。言葉は違うが、われわれのいうところの、貨幣取引によって形成された信用が貸付取引によって与えられる事態を言っておられるのであろう。

「銀行の与える信用の内容は、その流通用具は擬制的なものである。いうまでもなく、現在では、信用貨幣を創造し、その仮空な非現実的貨幣を貸付資本として貸付けることが、銀行貸付の特色であり」、「そのさい銀行の与える信用は、同時に銀行が社会から受ける信用であって、両者は同一物であり、一体をなしている」（八八頁）とも述べられ、貨幣取引と貸付取引との結合の場において擬制資本＝信用貨幣があらわれることを説かれる。まさにわれわれの主張するところである。

さらに、信用貨幣をもってする貸付の場合、受ける信用は単純な貨幣寄託による信用（教授の言葉では、第一次的本源的受ける信用）とは違う第二次的な性質のものである。われわれはこれを片務的貨幣的信用という言葉で説明してきた。教授はこの第二次的な受ける信用が第一次的受ける信用に基礎をもち、これによって規定されていることを述べておられる。つまりは、信用貨幣に化体した貨幣的信用が寄託的信用を基礎にしているといわれるわけである。最後に「信用制度の形成のための、側面を異にする二つの基礎も、本質的には、銀行信用の形成のための基礎を意味することになるであろう。この二つの基礎とは貨幣取扱業の発展と商業信用の発展のことである」（九〇頁）と述べられるあたり、われわれの見解とほゞ一致するようである。

ところが、信用制度の歴史的評価に当って、教授は折角のこれまでの推論を中途半ぱに止められるようである。「信用制度は旧来の高利貸に対する一つの論争形態であった」[註15]、また「一面では一切の死蔵された貨幣貯備を集積して、貨幣市場に投出すことによって、高利貸資本からその独占を奪い、他面信用貨幣の創造によって貴金属の独占そのものを制限する」（Ⅲ六五一・10の四五八）と引用された後に「前者の独占的地位を覆した全死蔵貨幣の動員活用の途は、貨幣取扱者の発展にもとづいて拓かれたものであり、後者の、貴金属の独占的意義を制限した信用貨幣の創造は商業信用の発展にもとづいて達成されたものであった」（九〇頁）と

主張される。これでは信用制度成立の基礎は貨幣取引業の発展と商業信用の発展であるが、信用貨幣は商業貨幣を基礎として一面的に発展したとの論述のようである。

しかし、前に教授によつて述べられたように、信用貨幣に化体している二次的受ける信用（貨幣的信用）が本源的一次的な受ける信用（寄託的信用）に由来し、それに基礎をおいて発展しているものならば、貨幣取引こそが仮空な貸付資本としての信用貨幣創造の前提ではなかろうか。貨幣取引の発展によつて擬制資本を成立せしめ、これが貸付取引（手形割引）によつて流通せしめられる（貨幣取引と貸付取引との一体化）事態によつて貴金属の独占が排除されるのであろう。従つて、引用文の前半では専ら貨幣取引による遊休貨幣の集積が高利貸付業者の独占を打破ることが述べられている。また後半では、信用制度の産出物である以上貨幣取引と貸付取引との結合を土台にしてこそ、信用貨幣による貴金属独占が制限されることが記されていると理解されるべきではなかろうか。

（六）

在来、信用貨幣は商業手形を基礎として発展したと一面的に理解するきらいがあつた。その場合、ともに広義の信用貨幣でありながら、本来的信用貨幣としての銀行券等を商業貨幣から区別するものは何であろうか。両者が「流通する貨幣債務」であること、ならびにそれに附随する諸属性は信用貨幣＝広義の手形であることを示すだけで、なんらの種差もあらわさない。なるほど還流の法則は銀行券に独得のものであろう。しかし、銀行券が貸付によつて流通し、返済によつて還流するということは、銀行信用の二重性（二方向の債権債務関係）を示しているし、そこに媒介者としての銀行業が、貨幣取引と貸付取引との統一者としての銀行が暗示されている。

われわれは信用貨幣を商業貨幣から区別するメルクマルクを擬制資本の創造ということに求めるべきであると考える。かくすることによつて、貸付取引とともに銀行信用に一体化した特殊・発展的貨幣取引の意義が評価され、銀行信用貨幣の論理的基礎を貨幣手形と商業手形の二つに求めることになる。

銀行券は一覧払で金額の端数が無く額面単位が小さくなり、裏書上の担保責任が無くなれば、資本流通を媒介するばかりでなく所得流通にも入ることができる。すなわち、銀行券は「単なる商業流通から出て一般流通に入り、こゝで貨幣として機能する」（Ⅲ四四〇・一〇の一一九）ようになる。さらに、銀行券発行がたいていの国で「国立銀行と私立銀行との奇妙な混合物として事実上その背後に国家信用を有す」（同前）る中央銀行に独占されるようになると、銀行券は法定の支払手段となる。他方、発券取引を制限・禁止された地方私営銀行は、「帳簿信用の開設」の形で貸付をする（予金貨幣の貸付）予金銀行として発展するようになる。予金貨幣は振替出納取引（貨幣取引）を基礎として、当座予金勘定を設定するという仕方で貸付られる。それはやはり、貨幣取引と貸付取引の産物であり、銀行はその結果無準備債務を負うのであるから信用貨幣である。この段階では、予金貨幣が商業界の流通用具であり「銀行券は信用の小銭」(註16)となる。さらに、中央銀行が予

金銀行として支払準備の終局的支点たる信用体制が確立すれば、予金貨幣の債務請求は銀行券を対象とし、銀行券が兌換停止によつて完全な現金となつてしまえば、信用貨幣は予金貨幣のみとなる。

本稿は筆者が九州大学経済学部に国内留学中の成果の一つである。(一九五七・一〇・七)

(註)

1 拙稿「貨幣取引と信用」(鹿縣大紀要・第七号)参照

2 麓 健一「金融経済論」二〇七—九頁

3 Marx. K., Das Kapital. Volksausgade besorgt vomM.-E.-L.- Institut Bd. III. S. 467 岩波文庫版、向坂訳、第一〇分冊一六四頁。以下略して原著頁と訳頁を本文に附記する。

4 拙稿「商業信用と手形割引」(鹿縣大「商経論叢」第六号)五〇頁

5 三宅義夫「商業信用と銀行信用」(信用理論体系 一 上)一九一頁
高木暢哉「銀行通論」一〇八頁
Richards. R. D., The Early History of Banking in England, p. 225, p. 40-2.

6 「保管依頼者から保管手数料が徴収せられる。このような予金を中世において depositum regulare と呼び正規の予金とみなしていた。」高木氏「前掲書」一〇五頁

7 噸税條令(Tunnage Act, 1694)はイングランド銀行の設立法規である。名誉革命によつて即位したウィリヤム三世治下、対佛戰爭のための財政難を打開するため、國債制度と関連して立法化された。

8 三宅氏「前掲書」一九二頁

9 竹村脩一「銀行券の流通について」(大分大学経済論集、第八巻第四号)二三頁

10 岡橋 保「貨幣論(新版)」第三編、一八九—二〇三頁

11 竹村氏「前掲論文」一七頁—二二頁

12 川合一郎「資本と信用」八〇〜八一頁

13 「前掲書」八一頁

14 花井益一「最近の信用理論にたいする若干の主張」(「経済評論」第六巻第十号)

15 マルェン全集、第十一巻、五三三頁

16 Fullarton. J., On the Regulation of Currencies. 2nd ed. p. 51. 福田長三訳、七六頁